

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（経済産業省）

制 度 名	特定設備等の特別償却（一般公害防止用設備）		
税目（条文番号）	所得税（租税特別措置法第 11 条、租税特別措置法施行令第 5 条の 10、租税特別措置法施行規則第 5 条の 12、昭和 48 年大蔵省告示第 69 号） 法人税（租税特別措置法第 43 条、租税特別措置法施行令第 28 条、租税特別措置法施行規則第 20 条の 6、昭和 48 年大蔵省告示第 69 号）		
見 直 し の 内 容	・以下の設備について、平成 22 年度末の適用期限の延長を要望しない。 ① 指定物質回収設備		
	平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	+0.4 百万円 （▲200 百万円）	
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	① 指定物質回収設備 大気汚染防止法に定める有害大気汚染物質のうち人の健康に係る被害を防止するためその排出又は飛散を早急に抑制しなければならないもので政令で定める指定物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）の平成 20 年度の年平均値はいずれも環境基準を満たしており、またベンゼンにおいても、451 地点中 1 地点で環境基準を超過した他はいずれの測定地点においても環境基準を満たしており、本税制措置の適用件数も僅少であることから、当該設備の適用期限の延長は要望しない。		